

第6 自主的な市町村合併の推進に向けて

1 市町村、住民、各種団体等の姿勢

(1) 地域の主体的な取り組み

市町村や議会は、現状の問題点や地域の将来の姿、そして将来的な課題に対応するための行財政体制整備の有効な手段である市町村合併について、住民、各種団体等とともに、様々な角度から主体的かつ積極的に検討を進めることが必要である。

また、本格的な地方分権時代を迎え、住民参加によるまちづくりは一層重要性を増してきている。NPO法人設立の積極的な動きに象徴されるように、住民、各種団体等と行政が協働して地域づくりに取り組む環境が整いつつある。こうした状況の中で、住民、各種団体等は、これまで以上に自らの地域について関心を持ち、情報収集を積極的に行い、地域の将来の在り方や市町村合併について、自らの問題として主体的に検討する姿勢が求められる。

(2) 情報の公開と共有

地域の将来の姿を市町村と住民、各種団体等が検討するに当たっては、各主体が共通の情報を持つ必要がある。市町村は、これまでも行財政の現状や課題、地域の将来ビジョン等について広報広聴活動を展開してきているが、これまで以上に情報公開を推進し、住民参加の基礎となる情報をわかりやすく住民、各種団体等に提供し、情報を共有しながら、ともに地域づくりを進める必要がある。

また、市町村は、合併の検討が地域住民レベルで活発に行われるよう検討会、懇談会等を開催するなど、住民、各種団体等との間で十分なコミュニケーションを図る機会を設定する必要がある。

(3) 新たな地域づくりのシステムの創造

市町村合併に際して懸念される事項の多くは、地方分権時代におけるコミュニティ等の地域社会の形成や地域における自治の在り方とも密接に関わるものである。

今後、市町村、住民、各種団体等は、地域における課題解決のために、相互に密接に連携、協働して「地域経営」を進める能力が一層求められる。市町村合併

を契機として、行政と住民、各種団体等が協働で地域の課題を解決するため、コミュニティの形成やそれを活かした新たな地域づくりのシステムの創造に向けた積極的な検討が必要である。

例えば、次のようなシステムの検討、導入が考えられる。

これまでの地域づくりの伝統、成果を合併後も引き継ぎ、有効に活用するため、新市町村の総合計画において、合併前の市町村単位又はより小さな地域単位での地区別の計画を定める。この計画の策定に当たっては、コミュニティや地域審議会その他の組織を活用し、計画案の作成の段階からそれぞれの住民、各種団体等の参加を促し、その意見を十分反映させる。管理運営の段階においても、市町村と住民、各種団体等が協働で進める。

合併前の役場を支所や出張所として設置する場合、単なる窓口サービスを提供する場として位置付けるにとどまらず、一定の権限を委譲し、地域の伝統、文化等を支えるコミュニティやNPO等との協働の活動拠点として活用する。

(4) 対等のパートナーとして

市町村合併に当たっては、合併に向けたそれぞれの市町村、住民、各種団体等の検討を経て、地域の気運の盛り上がりに応じて、関係市町村との検討、共同の調査研究、さらには任意・法定の合併協議会での検討が順次行われることになる。このような具体的な協議の過程において、関係市町村、住民、各種団体等は、それぞれの規模に関わらず、新たなまちづくりと一緒に進めるパートナーであることを理解して、対等の立場で、地域全体の将来の姿について考え、検討を進める必要がある。

2 県の支援策

(1) 県の支援策の基本的方向

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県土の将来像を展望し、市町村合併に関する市町村、住民、各種団体等の取組みを積極的に支援する。支援に当たっては、特に財政支援に配慮しながら、情報提供、体制整備等をあわせて行うことにより、バランスのとれた効果的な施策を展開する。

さらに、市町村合併の検討から合併後の新市町村の行財政運営に至るまで、連続的かつ総合的に支援する。

なお、第5に示す市町村の合併パターンの趣旨に照らし、このパターンによる

市町村の組合せでの合併であるか否かを問わず、県は同様の支援を行う。

(2) 県の支援策

市町村合併の検討に際しての支援

県は、地域における市町村合併の議論が円滑に進むよう、次のとおり総合的に支援する。

ア 情報提供等

(ア) シンポジウム、セミナー等の開催

市町村合併をテーマとするシンポジウム、セミナー等を開催する。

(イ) (仮称)市町村合併推進会議の創設

市町村合併の意義、推進方策等について幅広く議論するとともに、市町村合併に対する気運の醸成を図るため、民間有識者で構成する会議を設置する。

(ウ) 市町村合併推進アドバイザーの派遣等

市町村合併に関して識見を有する者を市町村合併推進アドバイザーとして設置し、市町村、各種団体等の要請に応じて派遣する。また、市町村、各種団体等の要請に応じて、県職員を講師等として派遣する。

(エ) ハンドブックの作成・配布

市町村合併の手続きや各種情報を盛り込んだハンドブック(手引書)を作成し、広く配布する。

(オ) その他の情報提供等

市町村合併の必要性等について、テレビ、新聞、ホームページ等を活用して広く情報提供を行う。

法定・任意の合併協議会の運営に関する情報提供、市町村建設計画の作成に関する助言等を行う。

市町村、各種団体等からの要請に応じて、市町村合併の具体的な効果及び懸念される事項への具体的な対応策について、情報提供を行う。

イ 財政支援

(ア) 民間団体の取組みに対する助成(現行 広域行政推進調査事業費補助金)

民間団体が市町村合併に向けて自主的に行う調査研究、地域活動等気運の醸成を図るための事業に要する経費について、予算で定めるところにより助成する。

(イ) 市町村合併協議会の運営経費に対する助成

市町村が設置する合併協議会の運営に要する経費について、予算で定めるところにより助成する。

ウ 体制整備

(ア) (仮称)市町村合併推進本部の設置

自主的な市町村合併を推進するための支援策等を総合的かつ効果的に実施するため、庁内における横断的な支援体制を整備する。

(イ) 合併相談窓口の設置

市町村合併に関する情報提供や各種相談に適切に対応するため、総務部地方課に合併相談窓口を設置する。

(ウ) 職員の派遣

法定・任意の合併協議会に対して、市町村からの要請により、必要に応じて職員を派遣する。

エ その他条件整備等

(ア) 関係市町村間の調整

市町村合併の検討が円滑に進むよう市町村からの要請に応じて、関係市町村間の調整を行う。

(イ) 各種圏域、計画等の見直し

市町村合併の検討の状況に応じて、都市計画区域、各種圏域、各種計画等の見直しを検討する。

(ウ) 条例の見直し

条例に基づく市となるべき要件について、必要に応じて見直す。

新市町村に対する支援

県は、合併後の新市町村の行財政運営が円滑に進むよう、次のとおり総合的に支援する。

ア 情報提供等

(ア) 旧市町村単位の振興に関する情報提供

地域審議会その他の組織の運営等、旧市町村単位の振興に関する情報提供を行う。

(イ) 新たな地域づくりのシステムに関する情報提供

市町村、住民、各種団体等が行う新たな地域づくりのシステムの検討が円

滑に進むよう、先進事例等に関する情報提供を行う。

(ウ) その他の情報提供等

その他新市町村の行財政運営に係る総合的な情報提供、助言等を行う。

イ 財政支援等

(ア) 新市町村に対する財政支援

新市町村に対する特別交付金の交付

市町村合併に伴う行政サ - ビス格差の是正、広域行政サ - ビスのシステム整備等、市町村合併に伴い必要となる臨時的な財政需要について、新市町村の負担を軽減するため、予算で定めるところにより助成する。

なお、その他の市町村合併に伴い必要となる資金需要に対する貸付金についても配慮する。

(イ) 市町村建設計画を実現するための事業の実施

市町村建設計画に掲げられた県事業を重点的に実施する。

市町村建設計画に基づき市町村が実施する事業に対して、補助金を優先的に配分するよう配慮する。

その他市町村建設計画を達成するための事業が円滑に進むよう助言等を行う。

ウ 体制整備

(ア) 権限委譲の推進

新市町村の実態に応じた権限委譲を新市町村の意見を踏まえつつ、推進する。

(イ) 出先機関の所管区域等の見直し

新市町村に整合するよう、必要に応じて、出先機関の所管区域等を見直す。

(ウ) 人的支援等

中核市移行、市制施行に伴う事務の引継ぎが円滑に行われるよう研修や助言等を行う。また、当該市からの要請により、必要に応じて職員を派遣する。

エ その他条件整備等

(ア) 各種圏域、計画等の見直し

新市町村に整合するよう、必要に応じて、都市計画区域、各種圏域、各種計画等を見直す。

(イ) 公共的団体等の統合整備

新市町村の一体性の確立に資するため、市町村ごとに設置されている公共的団体等について、統合整備が円滑に進むよう適切な助言等に努める。